

## 福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡県建築都市部が発注する建設工事において、「最低価格で入札をした者を落札者とし、しないことができる場合の基準とその取扱いについて（昭和58年6月17日58管第239号総務部長通達）」に定める調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、建築都市部が発注する総合評価方式による一般競争入札のうち、「政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)」の適用を受ける建設工事とする。

### (調査基準価格の設定及び算出)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の92を超える場合、又は100分の75に満たない場合は、予定価格に100分の75から100分の92までの割合を乗じて得た額の範囲内において、契約担当者が定める額とする。

- 一 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- 三 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- 四 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 契約担当者は、仕様書、設計書等により調査基準価格を決定し、予定価格調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準比較価格〇〇円」と記載するものとする。

### (入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、入札公告等において次の各号に掲げる事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

- 一 調査基準価格が設定されていること。
- 二 調査基準比較価格を下回った価格で入札を行った者（以下「低入札価格入札者」という。）は、評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）であっても必ずしも落札者とならないこと。
- 三 低入札価格入札者は、事後の調査に協力すべきこと。（第6条第1項に該当する場合を除く。）

(開札の執行)

第5条 開札の結果、調査基準比較価格を下回った価格で入札が行われ、低入札価格入札者が最高評価値者となる場合、契約担当者は、入札者全員に対し落札者決定の保留を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者は調査後に決定する旨を告げて開札を終了するものとする。

2 低入札価格入札者でない者が最高評価値者となる場合は、低入札価格入札者への第7条以下の調査は実施せず、最高評価値者を落札者として開札を終了するものとする。

3 開札順位について、あらかじめ入札公告等において定められた工事にかかる開札で、開札順位2以降の開札については、前二項の規定にかかわらず、落札者決定の保留をすることができる。

(数値的判断による失格基準)

第6条 前条第1項において、入札書提出時に入札書と併せて提出を求めた工事費内訳総括表に記載された各金額（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）が、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額のいずれかを下回った価格で入札を行った者については、第7条以下の調査を行わずに失格とする。この場合、次順位の者について第5条の規定を適用し、開札を終了する。

- 一 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に100分の80を乗じて得た額
- 三 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
- 四 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

2 前項の額について1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(調査の実施)

第7条 契約担当者は、低入札価格入札者に対し、契約内容に適合した履行ができるかどうかを確認するため、次の各号に掲げる事項について入札者に対し期限を定めて、別添「低入札価格調査資料作成要領」に示した様式及び添付資料の提出を求め、事情聴取、関係機関（取引金融機関、保証会社等を含む。）等への照会及び調査を行うものとする。

- 一 当該価格で入札した理由
- 二 入札金額の積算内訳
- 三 手持工事の状況
- 四 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との地理的關係
- 五 手持資材の状況、資材購入先
- 六 手持機械の状況、機械リース元
- 七 労務者の具体的供給見通し

- 八 建設副産物の搬出地、運搬計画
- 九 品質確保体制
- 十 安全衛生管理体制
- 十一 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- 十二 経営内容
- 十三 経営状況（金融機関、保証会社等照会）
- 十四 信用状態（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払いの状況及び下請代金の支払遅延状況を含む。）
- 十五 工事成績
- 十六 その他必要な事項

（調査結果の審査）

第8条 契約担当者は調査結果を、福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程第4条に定める委員会（以下「委員会」という。）の長に、様式第1号により報告し、契約の適否についての意見を求めなければならない。

- 2 前項により意見を求められた委員会の長は、委員会を招集して調査結果を審査し、その結果を、様式第2号により契約担当者に通知するものとする。

（落札者の決定等）

第9条 委員会が契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、契約担当者は、最高評価値者に落札した旨様式第3号により通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

- 2 委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最高評価値者を失格（落札者とししない者）とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準比較価格に満たない価格での入札を行った場合にあっては、第7条の調査及び第8条の審査をした上で、落札者とするかどうか決定するものとする。
- 3 契約担当者は、最高評価値者を第6条第1項の規定に基づき失格としたとき、又は前項前段の規定に基づき失格（落札者とししない者）としたときは、最高評価値者に失格とした旨及びその理由を様式第4号又は様式第5号により通知する。
- 4 次順位者が調査基準比較価格を上回った価格で入札した場合は、次順位者を落札者とする旨を次順位者に様式第6号で通知し、他の入札者全員にもその旨通知するものとする。
- 5 次順位者が調査基準比較価格を下回った価格で入札した場合は、第7条以降の手続きを順次行うものとする。

(調査結果の概要等の公表)

第10条 調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

(契約締結の条件)

第11条 調査基準価格を下回った価格で契約する場合は次の各号に掲げる事項を条件とする。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合は、契約担当者において条件を定めることができる。

一 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

二 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。

三 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

四 契約書第10条第1項第二号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす技術者1名を専任で配置すること。（調査基準比較価格を下回って落札した者が、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。）なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うものとする。

2 契約担当者は、入札公告等において前項の事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

(監督等)

第12条 調査基準価格を下回った価格で契約する工事については、適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする

一 施工体制台帳を提出させ、必要に応じてその内容について事情聴取を行うこと。

二 工事の監督及び検査業務を強化すること。

(指名停止)

第13条 第7条の調査について、書類の提出をしなかった場合、事情聴取に応じなかった場合又は虚偽の書類を提出したと認められた場合は、入札を無効としたうえで、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。

(附則)

この要領は、平成26年4月28日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

(附則)

この要領は、令和6年2月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

(附則)

この要領は、令和7年1月10日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

様式第1号

第 号  
年 月 日

福岡県指名競争入札参加者選定委員会  
〇〇指名委員会長 殿

契約担当者

## 落札者決定のための審査について

先に行われた低価入札について調査結果をまとめましたので、落札者の決定につき審査願います。

低 入 札 価 格 調 書

|     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|
| 入 札 |  | 担当課 |  |
| 年月日 |  | 係 名 |  |

|                          |                  |                         |         |
|--------------------------|------------------|-------------------------|---------|
| 設 計 書 番 号                | 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇 |                         |         |
| ○ 公 共<br>○ 単 独           | 工事箇所             | 線 筋                     | 市 郡 町 村 |
| 事 業 名                    |                  | 工 事 名                   |         |
| ( 請 負 対 象 額 )<br>予 定 価 格 |                  | 調 査 基 準 価 格<br>(直接工事費等) |         |

保 留 時 の 入 札 の 経 緯

[illegible]

1) 調査事項 別添のとおり

(1)当該価格で入札理由 (2)入札金額の積算内訳 (3)手持工事の状況 (4)契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関係 (5)手持資材の状況、資材購入先 (6)手持機械の状況、機械リース先 (7)労務者の具体的供給見通し (8)建設副産物の搬出地、運搬計画 (9)品質確保体制 (10)安全衛生管理体制 (11)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 (12)経営内容 (13)経営状況(金融機関、保証会社等照会) (14)信用状況(建設業法違反、賃金不払、下請代金の遅延) (15)工事成績 (16)その他必要事項

2) 調査結果に対する課長等契約担当者の意見

3) 指名委員会の審査結果

| 建 築 都 市 部 審 査 委 員 会 結 果 |   |
|-------------------------|---|
| (1) 審査年月日               |   |
| (2) 出席者                 |   |
| (3) 委員会の決定              |   |
| (低入札価格での落札の適否)          |   |
| 適 (落札者                  | ) |
| 否 (落札者                  | ) |
| (4) 同上の主な理由             |   |

4) 契約担当者の落札者決定とその理由

5) 落札等の通知

様式第2号

第 号  
年 月 日

契約担当者 殿

福岡県指名競争入札参加者選定委員会  
指名委員会委員長名

落札者決定のための審査結果について(通知)

(対 年 月 日 第 号)

審査を求められた標記のことについて、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 入札の年月日 担当課名
- 2 設計書番号
- 3 事業名
- 4 工事名
- 5 審査年月日
- 6 出席者
- 7 委員会の決定  
(低入札価格での落札の適否)  
適 落札者名  
否 落札者名
- 8 同上の主な理由



## 低入札価格調査の実施概要

工事名

調査対象業者名

| 調 査 項 目                 | 結 果 | 摘 要 |
|-------------------------|-----|-----|
| 当該価格で入札した理由             | 適・否 |     |
| 入札金額の積算内訳               | 適・否 |     |
| 手持ち工事の状況                | 適・否 |     |
| 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関係 | 適・否 |     |
| 手持ち資材の状況、資材購入先          | 適・否 |     |
| 手持ち機械の状況、機械リース元         | 適・否 |     |
| 労務者の具体的供給見通             | 適・否 |     |
| 建設副産物の搬出地、運搬計画          | 適・否 |     |
| 品質確保体制                  | 適・否 |     |
| 安全衛生管理体制                | 適・否 |     |
| 施工体制台帳                  | 適・否 |     |
| 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者    | 適・否 |     |
| 経営内容                    | 適・否 |     |
| 経営状況                    | 適・否 |     |
| 信用状況                    | 適・否 |     |
| 工事成績                    | 適・否 |     |

様式第 3 号（調査対象者落札）

第 号  
年 月 日

様

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

低入札価格調査結果（落札決定）について

令和 年 月 日に一般競争入札に付した下記工事については、落札の決定を保留していましたが、貴社（特定建設工事共同企業体）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査した結果、妥当と認め、貴社（特定建設工事共同企業体）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名 ○○○○建設工事
- 2 開札日時 令和 年 月 日
- 3 落札金額 円（税抜き）
- 4 評価値
- 5 その他

様式第4号（数値的判断による失格）

第 号  
年 月 日

様

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

数値的判断による失格について

令和 年 月 日に一般競争入札に付した下記工事について、開札の結果、貴社（特定建設工事共同企業体）を下記理由から失格と決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名  
○○○○建設工事
- 2 開札日時  
令和 年 月 日
- 3 貴社（特定建設工事共同企業体）を失格とした理由  
福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領  
第6条 数値的判断による失格基準 第1項第 号 該当

様式第5号（調査対象者失格）

第 号  
年 月 日

様

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

低入札価格調査結果について

令和 年 月 日に一般競争入札に付した下記工事について、落札の決定を保留していましたが、貴社（特定建設工事共同企業体）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査した結果、貴社（特定建設工事共同企業体）の入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、失格（落札者としていない者）と決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 開札日時
- 3 貴社（特定建設工事共同企業体）を失格とした理由

第 号  
年 月 日

様

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

低入札価格調査結果（落札決定）について

令和 年 月 日に一般競争入札に付した下記工事について、落札の決定を保留していましたが、最高評価値者に対し、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査した結果、当該価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められましたので、次順位者である貴社（特定建設工事共同企業体）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 開札日時
- 3 落札金額 円（税抜き）
- 4 評価値
- 5 その他